

奈良大学における公的研究費及び研究活動の不正防止についての方針

平成 23 年 4 月 1 日施行

(体制)

- 一 本学における公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止に努めるため、次の者を充てる。
 - (1) 最高管理責任者は、学長とする
 - (2) 統括管理責任者は、大学事務局長とする
 - (3) 担当部門責任者は、各学部長及び各部館長とする
- 二 公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止等に関する監査を行うため、次の者を充て、学校法人奈良大学の監事との連携を強化して対応する。
 - (1) 監査責任者 各学部長より 1 人を学長が指名する
 - (2) 監査人 教育職員より 3 人、事務職員より 3 人を学長が指名する
- 三 公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正防止の推進を担当する部署を、事務局総務課とする。

(不正防止に係る業務)

- 四 不正防止に関し、次の業務を行う。
 - (1) 不正発生要因の把握
 - (2) 不正防止計画の企画、立案及び実施
 - (3) 情報の伝達及び公表
 - (4) 内部監査の実施
 - (5) その他関連業務

(公的研究費の適正な執行及び管理)

- 五 公的研究費の執行及び管理は「公的研究費に係る事務処理手続に関する細則」の規定により行うものとする。
- 六 公的研究費の事務処理は、総合研究所事務室が行う。

(相談及び通報窓口)

- 七 本学における公的研究費に係る事務処理に関する相談窓口を、総合研究所事務室とする。
- 八 学内外を問わず、不正行為に係る申立て又は通報に対応するための窓口を、事務局総務課長とする。

(処分)

- 九 本学において公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為が判明した場合は、「奈良大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する規則」、「学校法人奈良大学就業規則」及び「学校法人奈良大学懲戒規程」の規定に基づき、厳正に懲戒する。
- 十 公的研究費の使用に関し、不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。

以 上